

『大都市制度確立に関する要望』

京都市ほか [編]

1946年2月 B5判 / 39頁 図書番号 OAZ-0268

1889（明治22）年の市制・町村制施行当時より、五大市（京都、大阪、名古屋、神戸、横浜）と東京市は府県と同等の自治権を認める「特別市制」の制定を国に求めてきたが、戦前期においては実現しなかった。ただし、東京市は1943（昭和18）年の都制施行によって、ここから外れる。

戦後、五大市は大都市制度の実現に向けた活動を再開し、1946（昭和21）年2月、五大市の連名で政府やGHQに提出したものが本書である。本書は大都市制度に関する五大市の要望をまとめたもので、「要望理由」と「要望事項」より成る。

「要望理由」では、その序説で、現行地方制度を「強度の官治的画一的規制が行われ、能率的な行政運営を妨げるところ大なるものがある」と批判し、「市政は狭少な権限と広範な監督の下に非能率的な行政運営を続けざるを得ない」としている。五大市にあっても「人口数百万を擁する巨大都市も人口僅かに三万の小都市も殆んど同一の市制によって運営されている」ため、「各種の煩瑣な制限と監督とを受け、十分に行政機能を発揮」出来ていないとする。大都市が「不合理且非能率的な行政運営」を強いられているのは、「現行市制が大都市経営に多大の不備欠陥を露呈して居る」からであるとし、本書は「現行制度に於ける不備欠陥」として、国及び府県による監督範囲の広大、監督機関の重複、監督権限の錯綜、自主行政権の狭少、財政権の薄弱、行政の競合の6点を挙げている。そして、これら「不備欠陥」の是正には、「大都市行政の特質と現状に立脚し且新なる構想と展望を持つ特別市制」の実施が緊急に必要であると主張する。

「要望事項」では、五大市の求める大都市制度の内容について述べる。「凡ての行政を総合統一して大都市の責任の下に効率的に執行」するため、「大都市を府県外として独立せしめ自律的自主的行政を行い」「市の監督は極めて簡素化せる小範囲に於て内務大臣の直接に之を行う」制度にすべきとする。そのために「在来の府県、府県知事の権限及其他地方行政官庁の（中略）凡ての権限事項は之を市、市長に移管」する必要があるとする。具体的には、「知事の権限に属する警察事務の中司法警察及保安警察の一部を除く一切の警察権」と、教育行政や経済行政といった「一般事務」に関する権限を移管すべきとしている。財政に関しては、「財政権の確立に関し措置を要する」として地方税制度の改正、税外収入の合理化と拡充、費用分担関係の是正、起債の合理化の4点を要望している。最後に「法制上の要望事項」として、「現行市制の民主主義的改正」と「大都市制度確立に必要な最小限度の規定を以て特別法（特別市制）を制定し之に随伴する極めて少範囲の法令の制定改廃」を求めている。

こうした五大市の要請もあり、官制により1946年10月に発足した地方制度調査会では、大都市制度が諮問事項のひとつとされた。同年12月に内務大臣に提出された答申では、「五大都市は特別市として府県から独立させること」等五大市の要望が盛り込まれた。この答申に基づき1947（昭和22）年施行の地方自治法では、「特別市」に関する規定が設けられ、第265条で「特別市は、人口50万以上の市につき、法律でこれを指定する」とされた。

（井上学・市政専門図書館司書）